九州産業交通株式会社等に対する支援決定について

平成 15 年 8 月 28 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。

１．対象事業者の氏名又は名称

九州産業交通株式会社	産交観光バス株式会社
大阿蘇観光バス株式会社	九州産交整備株式会社
天草観光開発株式会社	株式会社産交エージェンシー
株式会社産交タクシー	株式会社産交ポニータクシー
九州産交運輸株式会社	株式会社産交運輸物流サービス
南九州産交物流株式会社	株式会社産交ミック

２．対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称
株式会社みずほ銀行

３．事業再生計画の概要：　別紙

４．主務大臣の意見
意見なし

５．事業所管大臣の意見
「九州産業交通株式会社は、熊本県を中心に相当数の乗合バス路線を展開し、地域住民の日常生活の足を支える役割を果たしていることから、再生計画の実施に当たっては、当該地域において適切な交通ネットワークが維持されるよう十分配慮されたい。
特に、路線の統廃合等を図る場合においては、その後の生活交通の維持、確保を期すため、地域協議会等の積極的な活用を図り、当該地域の関係者間において十分な議論を尽くすよう努められたい。

なお、民間都市開発推進機構が有している土地の買い戻し請求権の取扱いについては、事業計画が実行されなかった経緯等を踏まえ適正に処理する必要がある。」

６．買取申込み等期間：　平成 15 年 8 月 29 日から
平成 15 年 10 月 15 日まで（機構必着）

７．一時停止要請

法第 24 条第 1 項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記６に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

８．支援決定についての機構の考え方

本件支援決定についての機構の考え方は次の通りです。

九州産業交通グループには、バス事業中心のグループとトラック運輸中心のグループがあります。

どちらのグループも、バブル期の不動産・有価証券投資により債務超過に陥りましたが、営業活動からはそれぞれ相応の営業キャッシュフローを生み出しています。

したがって、過剰債務状態の解消と併せて、歴史的に蓄積してきた優良な経営資源を基礎としたオペレーションの改善を行い、成長分野での積極的な営業活動の展開を実現すれば、事業の再生を果たすことができると考えています。

また、産業再生機構は、この 1 社の再生を超え、全国に 400 社以上ある一般路線バス事業者に対して（a）バス事業を中心とした収益性ある事業モデル、（b）組織改革、業務改善の成功事例、等の再生のモデルを示すべく、支援に取り組みたいと考えています。

【お問合せ先】

〒100-0005　東京都千代田区丸の内 3-3-1　新東京ビル９階
株式会社産業再生機構　　企画調整室　　伊藤、鎌田
電話番号　　03-6212-6437